



お知らせ

平成30年4月20日

平成30年度 入札・契約制度の見直しについて

【港湾空港関係】

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、技術評価に関する透明性・公平性の確保、民間企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保、技術提案に係る競争参加者・発注者双方の負担の低減・効率化を図るとともに、中長期的な担い手の確保を目的として、平成30年4月より、別添資料のとおり入札・契約制度の一部を見直すこととしましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

電話番号 082-511-3927 (直通)

品質確保室

室長

おおはた まさし
大波多 昌志

課長補佐

おの ふみひろ
小野 史博

平成30年度の入札・契約及び総合評価の対応方針について 【港湾空港関係】

平成30年3月16日に総合評価委員会(第二部会)において、平成30年度の入札・契約及び総合評価の対応方針について、ご審議いただきました。

これを踏まえ、平成30年4月1日以降に公告手続きを行う案件より以下の項目について適用します。

【工事】

(1)入札方式及び総合評価落札方式の試行

①専任補助者の配置による若手技術者登用促進型の試行工事【一部見直し】(参考資料 P1、3)

〔内容〕

- ・現行の評価制度における若手技術者と専任補助者の配置による加点を廃止し、工事成績評定点で加点する。

②資格取得状況の評価の拡大【一部見直し】(参考資料 P2～3)

〔内容〕

- ・これまで施工能力評価型において評価対象としていた資格の取得状況について、技術提案評価型を含む全ての工事(WTOを除く)において評価対象とする。

③中小企業の受注機会の確保に向けた工事の発注(その1)【試行】(参考資料 P4)

〔内容〕

- ・中小企業者に関する国等の契約の基本方針における契約目標に向けて、WTO対象工事における特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の競争参加資格要件の一部を見直し、中小企業が参加しやすい工事の発注を試行する。
- ・具体的には、港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事において、代表者以外の構成員に係る客観点数を更に100点引き下げる。

④中小企業の受注機会の確保に向けた工事の発注(その2)【試行】(参考資料 P5)

〔内容〕

- ・中小企業の元請け実績の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める。ただし、総合評価における「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

(2)入札手続きの改善に向けた取組

①主任(監理)技術者の配置変更【試行】(参考資料 P6)

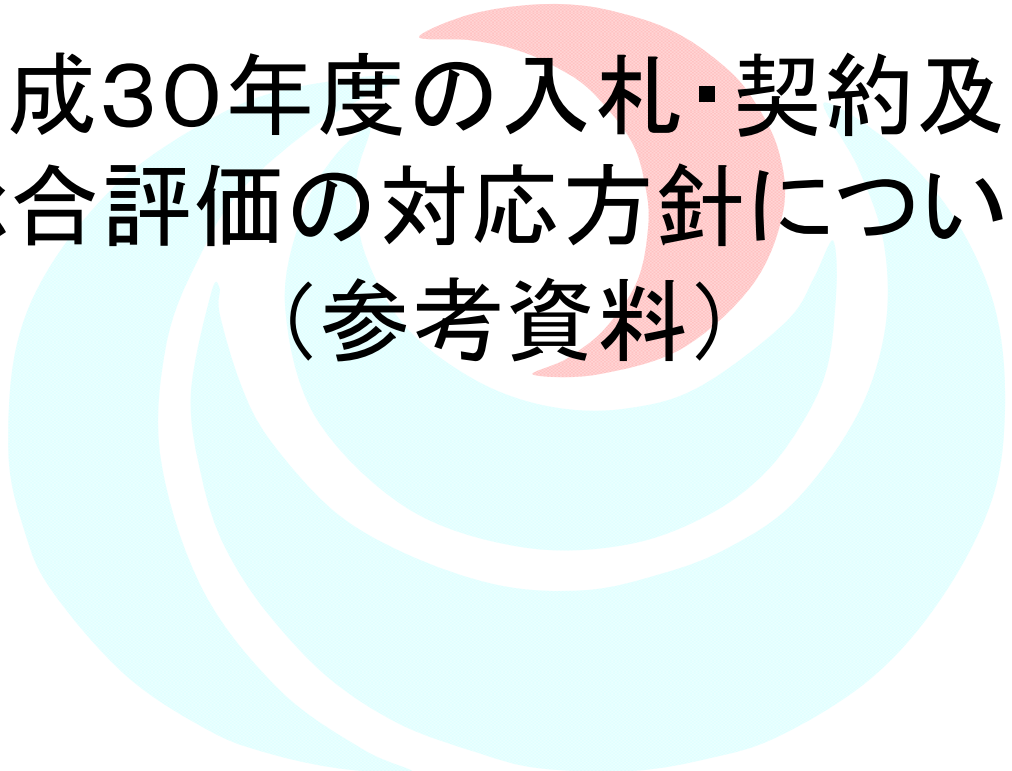
- ・これまで主任(監理)技術者は複数名の申請を認めていたが、1名のみを申請することとする。
- ・契約後から工事着手1週間前までの期間において主任(監理)技術者の変更を認める。

【業務】

(1) 総合評価における予定管理技術者の評価(参考資料 P8)

〔内容〕

- ・これまで予定管理技術者の業務成績については、管理技術又は担当技術者として従事した業務の平均技術者評定点を評価の対象としていたが、予定管理技術者は技術上の管理をつかさどる役目を担うことから、原則、管理技術者として従事した業務の技術者評定点のみを評価の対象とする。
- ・なお、予定管理技術者が、管理技術者として従事した業務成績をもたない場合には、担当技術者として従事した業務の技術者評定点を評価の対象とする。



平成30年度の入札・契約及び
総合評価の対応方針について
(参考資料)

平成30年4月

中国地方整備局

港湾空港部

(1) 入札方式及び総合評価落札方式の試行

① 専任補助者の配置による若手技術者登用促進型の試行工事【一部見直し】

〔背景と経緯〕

- ・平成26年度より、現場経験が少ない等、主任(監理)技術者に登用されにくい若手技術者の育成、技術力向上を目指し、経験豊富な専任補助者を配置し、専任補助者を若手技術者の代わりに総合評価の対象として評価する試行を実施している。
- ・今後は、総合評価時に若手技術者の配置に対して加点を行わず、若手技術者の育成、技術力の向上に向けて、工事成績評定点で加点する評価制度に見直す。

〔見直し案〕

- ・平成30年度は、現行の評価制度における若手技術者と専任補助者の配置による**加点を廃止し、工事成績評定点で加点※**する。(専任補助者を若手技術者の代わりに総合評価の対象として評価する制度は継続)

■ 対象工事(総合評価タイプ)

平成30年4月1日以降公告案件のすべての工事

【施工能力評価型I型】

- ・若手技術者の配置による加点 2点 → 0点

【技術提案評価型S型】

- ・若手技術者の配置による加点 1点 → 0点

※若手技術者を配置した工事については、
工事成績評定の「創意工夫」の項目において
加点評価する。

■ 若手技術者、専任技術者配置の条件

若手技術者を主任(監理)技術者とし、併せて専任補助者を予定する場合

【若手技術者】

- ・審査基準日(申請書の提出期限日)において満40歳以下のものとする。
- ・主任(監理)技術者となりうる資格を有していること。
- ・同種工事の施工実績は不要。

【専任補助者】

- ・主任(監理)技術者となりうる資格並びに同種工事の施工実績を有していること。
- ・現場代理人との兼務は可能とする。
- ・主任(監理)技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間配置するものとする。

(1) 入札方式及び総合評価方式の試行

② 資格取得状況の評価の拡大【一部見直し】

〔背景と経緯〕

- ・これまで施工能力評価型において、工事内容を踏まえ、品質向上に寄与する技術者の資格について、総合評価の対象として評価している。
- ・平成30年度より、技術評価提案型においても評価対象項目とし、品質向上に寄与する技術者の資格を評価する。

〔見直し案〕

- ・施工能力評価型に加えて、技術提案評価型を含む全ての工事において評価対象とする(WTOを除く)。

■ 対象工事(総合評価タイプ)

平成30年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事

■ 広島港海田地区岸壁(-7.5m)改良工事(平成30年2月15日公告)

【指定した資格】

- ・海上工事施工監理技術者
- ・海洋・構造物維持管理士

(1) 入札方式及び総合評価方式の試行

各評価型の配点見直しの一例

- ・赤字: 配点増
- ・青字: 配点減

その他のタイプについても同様に配点を見直す。

		現行	見直し			
施工能力	企業	若手技術者の配置	2	-	16	16
		同種工事の施工実績	2	2		
		同種工事の施工規模(より同種性)	2	2		
		当該工種の過去5年間の平均成績	3	4		
		当該工種の表彰実績	1	2		
		ゴールドカード	1	1		
		若手の雇用	1	1		
	技術者	作業船の保有	2	2		
		環境基準	2	2		
		同種工事の施工経験	2	2		
		同種工事の従事役職	2	2		
		同種工事の施工規模(より同種性)	2	2		
		当該工種の過去5年間の平均成績	6	6		
		当該工種の表彰実績	2	2		
地域	地域精通度	CPD	1	1	8	8
		資格の取得	1	1		
		本支店・営業所の有無	2	2		
	地域貢献度	近隣地域での施工実績の有無	2	2		
		技術者の近隣地域(当該県内)での施工実績	2	2		
災害協定	1	1				
ボランティア活動	1	1				

		現行	見直し			
施工能力	企業	若手技術者の配置	1	-	10	10
		同種工事の施工実績	1	1		
		同種工事の施工規模(より同種性)	1	1		
		当該工種の過去5年間の平均成績	2	3		
		当該工種の表彰実績	1	1		
		新技術の採用	1	1		
		ゴールドカード	1	1		
		作業船の保有	1	1		
	技術者	環境基準	1	1		
		同種工事の施工経験	1	1		
		同種工事の従事役職	1	1		
		同種工事の施工規模(より同種性)	1	1		
		当該工種の過去5年間の平均成績	3	2		
		当該エリアにおける同種性の高い工事实績	2	2		
地域	地域精通度	当該工種の表彰実績	1	1	10	10
		CPD	1	1		
		資格の取得状況	-	1		
	地域貢献度	本支店・営業所の有無	1	1		
		近隣地域での施工実績の有無	1	1		
		技術者の近隣地域(当該県内)での施工実績	1	1		

		現行	見直し			
施工能力	企業	若手技術者の配置	1	-	8	8
		同種工事の施工実績	1	1		
		同種工事の施工規模(より同種性)	1	1		
		当該工種の過去5年間の平均成績	1	2		
		当該工種の表彰実績	1	1		
		ゴールドカード	1	1		
		作業船の保有	1	1		
	技術者	環境基準	1	1		
		同種工事の施工経験	1	1		
		同種工事の従事役職	1	1		
		同種工事の施工規模(より同種性)	1	1		
		当該工種の過去5年間の平均成績	3	2		
		当該工種の表彰実績	1	1		
		CPD	1	1		
地域	地域精通度	資格の取得状況	-	1	4	4
		本支店・営業所の有無	1	1		
		近隣地域での施工実績の有無	1	1		
	地域貢献度	技術者の近隣地域(当該県内)での施工実績	1	1		
		災害協定	1	1		

(1) 入札方式及び総合評価方式の試行

③ 中小企業の受注機会の確保に向けた工事の発注(その1)【試行】

〔背景と経緯〕

- ・「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年第97号。以下「官公需法」という。)」第5条の規定に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針(平成29年7月25日閣議決定)」における契約目標に向けて、新規中小企業者をはじめとする、中小企業者の受注機会の拡大を図る。
- ・「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」では中小企業・小規模事業者向け契約目標額3兆8,185億円、同契約目標比率55.1%とされている。

〔見直し案〕

- ・中小企業者に関する国等の契約の基本方針における契約目標に向けて、WTO対象工事における**JV※1の代表者以外の構成員の競争参加資格要件の一部を見直し**、中小企業が参加しやすい工事の発注を試行する。

■ 対象工事(総合評価タイプ)

平成30年4月1日以降公告案件のWTO対象工事の「**港湾土木工事**」と「**港湾等しゅんせつ工事**」

※1 JV: 特定建設工事共同企業体(Joint Venture)の略

■ 試行内容

競争参加資格として**JVの代表者以外の構成員に係る客観点数※2を更に100点引き下げる**

※2 客観点数: 企業の自己資本額等の経営規模、経営状況、職員数等を点数化

【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	
	客観点数	引下げ
代表者	1150点以上	—
〈現行〉 代表者以外の構成員	950点以上	200点
〈見直し案〉 代表者以外の構成員	850点以上	300点

【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	
	客観点数	引下げ
代表者	950点以上	—
〈現行〉 代表者以外の構成員	850点以上	100点
〈見直し案〉 代表者以外の構成員	750点以上	200点

(1) 入札方式及び総合評価方式の試行

④ 中小企業の受注機会の確保に向けた工事の発注(その2)【試行】

〔背景と経緯〕

- ・「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年第97号。以下「官公需法」という。)」第5条の規定に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針(平成29年7月25日閣議決定)」における契約目標に向けて、新規中小企業者をはじめとする、中小企業者の受注機会の拡大を図る。
- ・「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」では中小企業・小規模事業者向け契約目標額3兆8,185億円、同契約目標比率55.1%とされている。

〔見直し案〕

- ・中小企業の元請け実績の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める。ただし、総合評価における「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

■ 対象工事(総合評価タイプ)

平成30年4月1日以降公告案件のWTOを除く主作業船を使用する「港湾土木工事」と「港湾等しゅんせつ工事」

■ 試行内容

競争参加資格要件で求める「元請けとして完了した同種工事の施工実績」がない場合に、企業と配置予定監理技術者の一次下請けとしての施工実績を認める。

一次下請け実績の確認は施工体制台帳や下請け契約書等で行う。

◎競争参加資格要件の同種実績として認めるが、評価における「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

主作業船

① ポンプ浚渫船	⑨ クレーン付台船
② グラブ浚渫船	⑩ 杭打ち船
③ バックホウ浚渫船	⑪ コンクリートミキサー船
④ リクレーマ船	⑫ ケーソン製作用台船
⑤ パージアンローダ船	⑬ 深層混合処理船
⑥ 空気圧送船	⑭ サンドドレーン船
⑦ 旋回起重機船	⑮ サンドコンパクション船
⑧ 固定起重機船	

(2) 入札手続きの改善に向けた取組

① 主任(監理)技術者の配置変更【試行】

〔背景と経緯〕

- ・配置予定監理技術者を複数名申請から1名申請のみとし、併せて契約後の変更を認めることにより、監理技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化に繋がる。

〔見直し案〕

- ・これまで主任(監理)技術者は複数名の申請を認めていたが、**1名のみを申請することとする。**
- ・**契約後から工事着手1週間前までの期間において主任(監理)技術者の変更を認める。**

■ 対象工事(総合評価タイプ)

平成30年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事

■ 変更申請受付期間

契約日から工事着手日の1週間前まで
※工事着手日は、準備工事(現場事務所設置や現地測量)の初日をいう。

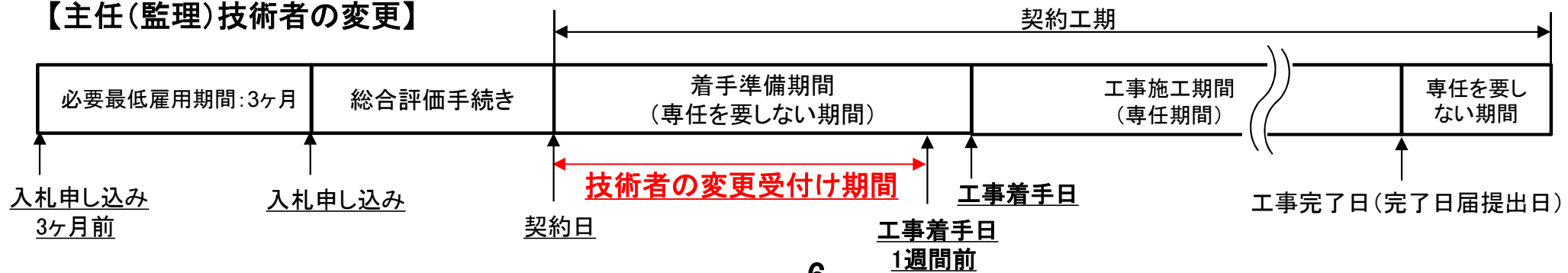
■ 変更が認められる主任(監理)技術者の条件

- ・入札申し込みの3ヶ月前以前から申請者に雇用されていること。
- ・変更前の主任(監理)技術者と同等以上の技術力が確保されていること。
- ※同等以上の技術力とは、**技術者の資格・施工経験・表彰実績に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること。**

■ 主任(監理)技術者を変更する際の提出書類

- ・契約日から工事着手日1週間前までに変更主任(監理)技術者の技術力が同等と判断できる書類を提出。
変更主任(監理)技術者の資格・施工経験・表彰実績など
雇用期間(入札申し込みの3ヶ月前以前から継続)が確認できる資料

【主任(監理)技術者の変更】



(3) 総合評価落札方式における生産性向上に向けた評価テーマの試行

〔背景と経緯〕

- ・建設業は今後、高齢等のため技能労働者の離職が予想され、労働力不足が懸念される。
- ・人口減少や高齢化が進む中、社会資本の整備の担い手である建設業の生産性向上が必要不可欠。

〔試行内容〕

- ・平成29年度4／四半期より、総合評価落札方式による工事発注時に、「生産性の向上」を目的とした技術提案を求める評価テーマの設定について試行を開始。この取り組みにより、生産性向上の推進を図る。

■試行した評価テーマ

1. 宇部港本港地区航路(-13m)浚渫工事(その2): 技術提案評価型S型(平成30年1月17日公告)
 - ・ICTを活用することにより更なる生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案及び浚渫土運搬時における一般航行船舶への安全対策に関する技術提案(ただし、土運船の離接舷時の安全対策を除く)
(「ICT活用」、「一般航行船舶への安全対策」について、それぞれ1提案以上提案すること。)
2. 広島港海田地区岸壁(-7.5m)改良工事: 技術提案評価型S型(平成30年2月15日公告)
 - ・棧橋上部の新設又は既設棧橋の補修について生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案
3. 徳山下松港徳山地区航路(-14m)浚渫工事: 技術提案評価型S型(平成30年2月22日公告)
 - ・ICTを活用することにより更なる生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案
4. 水島港玉島地区岸壁(-12m)築造工事(その2. 3. 4): 技術提案評価型S型一括審査(平成30年3月7日公告)
 - ・生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案
5. 水島港玉島地区岸壁(-12m)築造工事: 技術提案評価型S型WTO(平成30年3月8日公告)
 - ・鋼管杭の打ち込みやジャケット据付について、ICT技術を活用した施工の工夫による生産性を向上させる技術提案
 - ・ジャケットの長期的な維持管理コストの削減による生産性を向上させる技術提案
6. 徳山下松港土砂処分場地盤改良工事: 技術提案評価型S型WTO(平成30年3月8日公告)
 - ・排水機能をより効果的に発現させることにより生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案
 - ・地盤改良工の効率的な施工について生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案

(1) 総合評価における予定管理技術者の評価

これまで予定管理技術者の業務成績については、管理技術又は担当技術者として従事した業務の平均技術者評定点を評価の対象としていたが、予定管理技術者は技術上の管理をつかさどる役目を担うことから、**原則、管理技術者として従事した業務の技術者評定点のみを評価の対象とする。**

なお、予定管理技術者が、管理技術者として従事した業務成績をもたない場合には、担当技術者として従事した業務の技術者評定点を評価の対象とする。

【現行】

予定管理技術者の業務成績の評価対象
＝管理技術者又は担当技術者として従事した業務の平均技術者評定点



【変更】

予定管理技術者の業務成績の評価対象
＝管理技術者として従事した業務のみの平均技術者評定点※

※管理技術者として従事した業務成績をもたない場合には、担当技術者として従事した業務の平均技術者評定点を評価